

船橋市都市再生整備計画事業事後評価委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市都市再生整備計画事業事後評価委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議の場所に応じて定める。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴希望者は、会議開催時刻の30分前までに事務局に傍聴の申込みをしなければならない。

2 傍聴の受付は、傍聴申込者が定員に達した段階で終了する。ただし、これにより難しいときは、抽選によることができる。

(傍聴できない者)

第4条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (2) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) むやみに席を離れないこと。
- (4) パソコン又は携帯電話等を使用しないこと。
- (5) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に委員長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 委員長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

附 則

この要領は、平成24年1月18日から施行する。